

平成30年度に大学に進学した皆さんへ ～新潟県給付型奨学金の2次特別募集のご案内～

知っておいてほしいポイント

- 1 平成29年12月に創設された新潟県給付型奨学金について、申込資格等を満たしているながら、**大学進学前の申込期間内に手続きができなかった人への救済措置として、2次特別募集を行います。**
- 2 **対象は平成30年4月に大学へ入学した人**になります。
- 3 この給付型奨学金は、税金を財源として、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学が困難となっている方の大学進学を後押しできるよう、返還義務のない奨学金を交付するものです。
- 4 奨学金の交付開始後も、学業不振等の場合には、交付を打ち切ることがあります。また、学業成績が著しく不振の場合や奨学生として相応しくない行為があった場合には、交付済みの奨学金について返還していただくことがあります。

給付金額

給付月額は以下のとおりです。

| 進学先 | 国公立大学 | | 私立大学 | |
|-----|-------|-------|------|-------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 給付額 | 2万円 | 3万円 | 3万円 | 4万円 |

申込資格と基準

平成30年4月に大学に入学した者のうち、以下の1～3の要件を満たす者
(大学入学時に高校卒業後2年以内の者に限る)

- 1 新潟県内に居住する者の子弟であること
- 2 家計状況が以下のいずれかに該当すること
 - ①住民税所得割非課税世帯
 - ②生活保護受給世帯
 - ③家計急変世帯
(保護者の死亡、失職、病気等により、大学進学年度に①か②に該当することが見込まれる世帯)
- 3 高校の学業成績等の状況が以下のいずれかに該当すること
 - ・全体の評定平均値が4.3以上
 - ・全体の評定平均値が概ね3.5以上で教科以外の学校活動等で優れた成果が認められること

※ 日本学生支援機構の給付型奨学金との併用はできません。
平成29年度以前に大学、短大、専門学校に入学したことがある場合は申込みできません。

申込手順等と提出書類

高校の学業成績の確認

高校在学時の評定平均を確認

(不明の場合は、卒業した高校から成績証明書の発行を受けるなどして確認)

書類の準備・提出

以下の書類を整えて、県教育委員会に直接提出してください。申込書の記載事項を必ず確認の上、お申し込みください。

(申込書の様式は新潟県のホームページからダウンロードできます。)

- 1 給付型奨学金申込書
- 2 家計基準に関する書類
 - ①住民税所得割非課税世帯
市町村が発行する平成29年度の課税証明書の原本など、家計支持者の所得割額が0円であることを確認できる書類
(家計支持者：父母。父母がいないときは代わって家計を支える者)
 - ②生活保護世帯
市町村が発行する生活保護受給証明書(直近3か月以内に発行されたもの)
 - ③家計急変世帯
家計急変世帯に該当すると思われる場合は、事前に県教育委員会に相談してください。

県教育委員会で審査・決定

県教育委員会から、採否結果を通知(7月下旬の予定)

在学証明書等の提出・確認 → 奨学金の給付開始

提出先・問い合わせ先

〒950-8570 (住所の記載は不要です。)

新潟県教育庁高等学校教育課
奨学金係 (TEL 025-280-5638)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/1222020128706.html>

新潟県奨学金ガイド

検索



書類の提出締切は

7月9日(必着)